

東京都建設工事従事者の  
安全及び健康の確保の推進に関する計画

令和2年3月



# 目次

はじめに 東京都計画の位置付け.....	1
1. 「東京都計画」策定の経緯.....	2
2. 「東京都計画」の目的とその特色等.....	2
<b>第1 東京の建設工事現場における労働災害等の現状と課題.....</b>	<b>3</b>
1. 建設業における重大な労働災害の状況.....	4
2. 一人親方等への対応の必要性.....	7
3. 労働災害防止の前提として必要な環境整備（処遇の改善や地位の向上を通じた中 長期的な担い手の確保）.....	8
<b>第2 施策の基本的な方針.....</b>	<b>11</b>
1. 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定.....	12
2. 安全及び健康が確保された施工計画等.....	12
3. 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上.....	13
4. 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上.....	13
<b>第3 東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組.....</b>	<b>15</b>
1. 請負契約における責任体制の明確化.....	16
2. 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定.....	17
(1) 安全衛生経費等の適切かつ明確な積算等.....	17
(2) 適切な工期の設定.....	18
3. 建設現場の安全性の向上等.....	19
(1) 建設現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進.....	19
(2) 安全及び健康に配慮した設計、省力化・生産性を向上させる工法や資機材の 開発・普及の促進.....	20
4. 一人親方等への対応.....	22
(1) 一人親方等の安全及び健康の確保.....	22
(2) 労災保険特別加入制度の周知の徹底.....	22

5. 安全及び健康に関する意識の啓発.....	23
(1) 安全衛生教育の促進.....	23
(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進.....	23
6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化.....	24
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底.....	24
(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化.....	24
7. 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上.....	24
(1) 社会保険等の加入の徹底.....	26
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進.....	26
(3) 「働き方改革」等による建設業の魅力向上.....	27
8. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的な取組の 継承.....	31
9. 施策等の推進状況の点検と東京都計画の見直し.....	31
10. 「東京都計画」の推進体制.....	31

## 東京都計画における建設業者等の用語の定義



---

はじめに

東京都計画の位置付け

---

## 1. 「東京都計画」策定の経緯

建設業における重大な労働災害は、これまでの建設業関係者による弛みない努力によって減少を続けている。しかしながら建設業は未だ死亡災害が最も多い業種となっている。このため、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する基本理念、同等の責務や施策の基本となる事項等を定めた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成 28 年法律第 111 号)」が制定され、平成 29 年3月に施行された。また、国は同法第8条に基づいて基本計画を策定したところである。

このような状況を踏まえて、東京都においても建設業における重大な労働災害の防止に向けて、同法第9条に基づき、東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(以下「東京都計画」という。)を策定するものである。

## 2. 「東京都計画」の目的とその特色等

「東京都計画」は、東京の建設現場の労働災害の現状と課題を踏まえ、建設工事従事者が安全と健康を確保するために必要な基本的な方針や施策を定めるとともに、これらに基づき建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

本計画は、下記の「東京都建設工事従事者の安全及び健康を確保する調整会議」における意見や「東京都技術会議<sup>※1</sup>」における建設業の魅力向上の報告等を踏まえて策定したものである。また本計画では、東京の建設現場における労働災害の現状や取組内容などを図表やグラフ、写真等を多用して、その特徴を分かりやすく示すように努めた。また基本計画では言及していない外国人労働者への対応の必要性や発注者の理解と協力の重要性にも触れている。そのほか、東京都発注工事において建設業者が自主的に提案した先進的な事例を含む優良な取組などを紹介している。

本計画に記載した東京都発注工事における安全対策などを区市町村や建設業者、建設業者団体等に広く情報提供するとともに、相互に連携・協力することにより、重大な労働災害の防止、建設業の魅力向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上に取り組んでいくこととする。また本計画策定後、国が様々な実態調査を行ったうえで検討する新たな施策を踏まえて新規施策を追加していくなど、本計画を充実・発展させていくものである。

※1 東京都技術会議・・・<http://www.infura.metro.tokyo.jp/index.html> 参照

### 東京都建設工事従事者の安全及び健康を確保する調整会議

東京都・・・財務局、オリンピック・パラリンピック準備局、  
都市整備局、住宅政策本部、産業労働局、建設局、  
港湾局、交通局、水道局、下水道局

国・・・厚生労働省東京労働局

(一社)東京建設業協会、東京建設躯体工業協同組合、  
全国建設労働組合総連合東京都連合会から意見等を聴取

---

第1 東京の建設工事現場における労働災害等の  
現状と課題

---

## 1. 建設業における重大な労働災害の状況

東京の建設業における死亡災害の発生は、【図1】に示したとおり、長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及び同法に基づく関係政省令が幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、東京の死亡者は、昭和 39 年には 303 人にも上っていたが、平成 30 年には 19 人にまで減少したところである。

しかし、全産業における4日以上 の休業を要する労働災害のうち、建設業が占める割合は全国、東京ともに約 12% (【図2】②部分) であるが、死亡災害はともに 30% を超えている (【図2】①部分)。また、東京の業種別・死亡災害発生状況の推移 (【図3】) から、全産業の中で建設業は死亡災害件数が多い業種となっている。このことから、東京において建設業は死亡災害をはじめとする重大な労働災害防止の最重点業種といえる。また死亡災害の発生状況を見ると、墜落・転落災害の占める割合が 40% を超え (【図2】③部分)、死亡災害のうちでも、特に墜落・転落災害防止が急務といえる【図2、図3、図4-1 参照】。

### 東京の建設業における労働災害の現状(平成 28 年～30 年の合計)

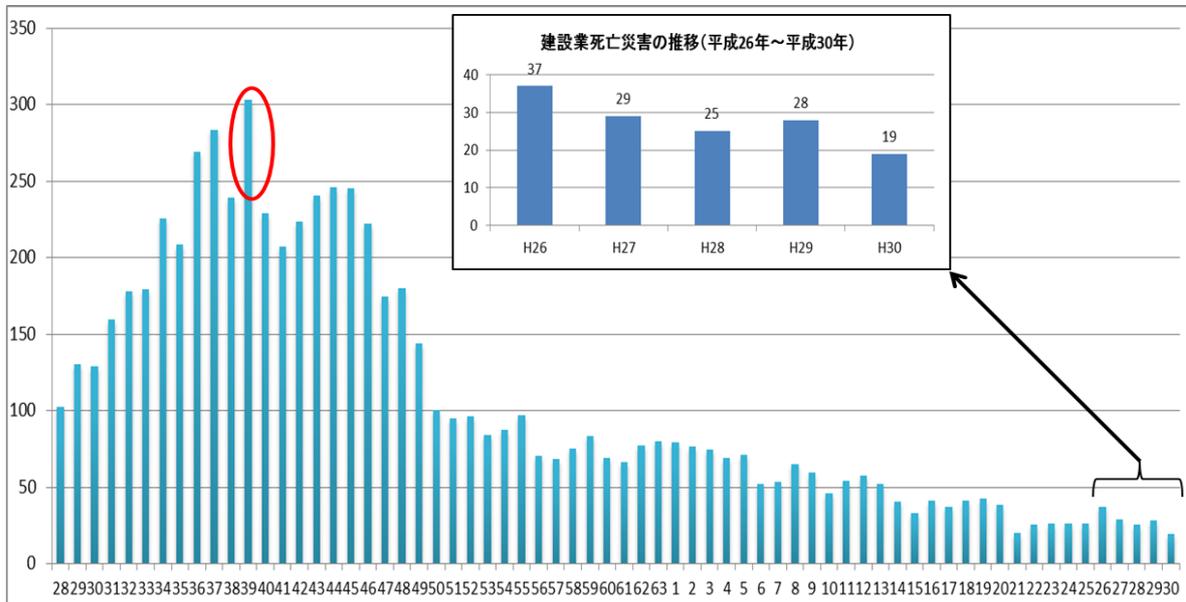
- ①死亡者のうち建設業が占める割合は全国 (32.9%) ・東京 (38.5%) ともに30%超
- ②休業4日以上 の災害の同割合は全国 (12.5%) ・東京 (11.8%) ともに約12%
- ③建設業の死亡者のうち墜落転落によるものが全国 (43.7%) ・東京 (47.2%) ともに40%超

**建設業の死亡率は全産業に比べて高く、中でも墜落・転落によるものが多い**

このような現状を重く受け止め、東京の建設業における重大な労働災害の撲滅に向けて、一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の徹底した遵守に加え、建設業者等による安全性の点検や啓発など、自主的な取組の一層の促進が重要となる。あわせて請負契約における責任体制の明確化や適正な請負代金、工期等が定められること、建設業の魅力を向上させるために建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られることなど必要な環境整備が強く求められている。

【 図 1 】 東京の建設業死亡災害の推移(昭和 28 年～平成 30 年)



死亡者数のピークは昭和39年 東京で303人

建設業死亡災害は長期的に減少傾向にあるが、依然として死亡災害は多発

なお、これに加えて一人親方等の死亡者が、平成28年で2人、平成29年で8人、平成30年で6人

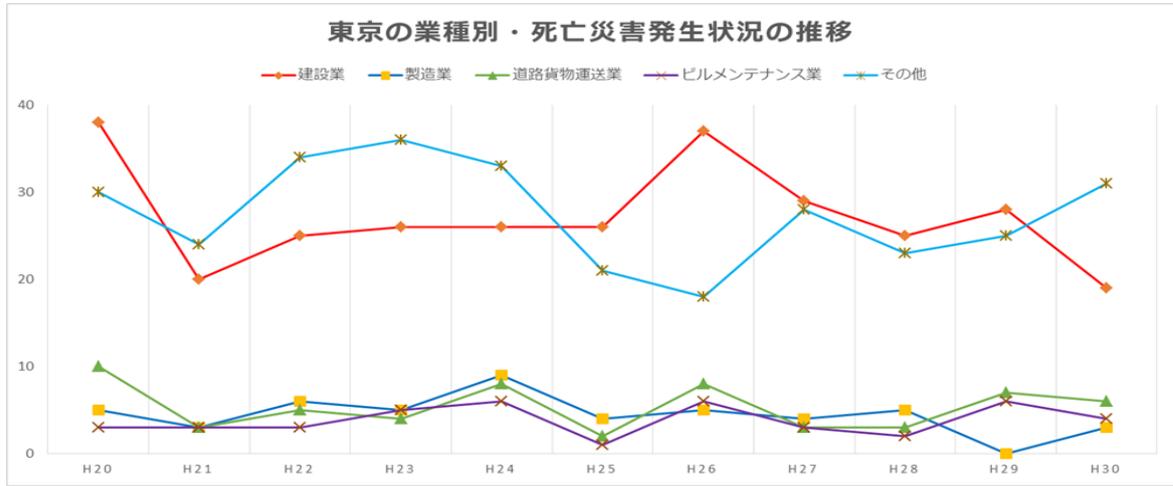
出典: 東京労働局資料を基に東京都建設業課で作成

【 図 2 】 労働災害の現状(平成28年～平成30年合計)

平成29～30年合計 (人)	全国			東京		
	全数	墜落・転落	比率(%)	全数	墜落・転落	比率(%)
全産業死亡者数	2815	746	26.5%	187	65	34.8%
建設業死亡者数	926	405	③ 43.7%	72	34	③ 47.2%
比率(%)	① 32.9%	54.3%		① 38.5%	52.3%	
全産業休業4日以上	365,699	61,689	16.9%	29,908	4,961	16.6%
建設業休業4日以上	45,561	15,501	34.0%	3,544	1,192	33.6%
比率(%)	② 12.5%	25.1%		② 11.8%	24.0%	

出典: 東京労働局資料を基に東京都建設業課で作成

【 図 3 】 東京の業種別・死亡災害発生状況の推移



出典：東京労働局資料より

【図 4-1】 平成 29,30 年東京の死亡災害発生状況(事故の型別・業種別)

業種	墜落、転落	転倒	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動、無理な動作	その他	分類不能	30年29年発生分	前年比	増減数
建設業	6	13	3	2	2	1	1	1	2	2	1	2	2	2	2	3	2	2	1	1	19	67.9%	-9	
土木工事業	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	40.0%	-3	
建築工事業	5	10	2	2	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	72.2%	-5	
不造家屋建築工事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	200.0%	1
その他の建設業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	5	80.0%	-1	

(注) 上段は平成30年確定値、下段は前年確定値

出典：東京労働局資料を基に東京都建設業課で作成

【 図4-2 】 平成 26~30 年 東京の死亡災害発生状況(年齢別)

	H26	H27	H28	H29	H30
70歳以上	0人	6人	4人	1人	3人
60歳代	12人	6人	2人	6人	4人
50歳代	5人	3人	4人	6人	1人
40歳代	6人	6人	5人	7人	2人
30歳代	7人	5人	5人	5人	5人
20歳代	7人	2人	4人	3人	4人
10歳代	0人	1人	1人	0人	0人
合計	37人	29人	25人	28人	19人

出典：東京労働局資料を基に東京都建設業課で作成

## 2. 一人親方等<sup>※2</sup>への対応の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者に当たらないため、同法の直接の保護対象には該当しない。しかし建設現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、平成 30 年には全国で 96 人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されており、東京では6人、そのうち労災保険に特別加入していない者が1名となっている【図5参照】。また死亡災害は、50 歳以上の労働者の死亡者が約半数であるのに対して【図4-2参照】、一人親方等では4名と大半を占めている【図5参照】。

建設工事の重要な担い手である一人親方等に対する安全及び健康の確保については、建設現場における業務の実態や災害の発生状況等からみて、他の労働者と同等の対応が必要となる。

※2 一人親方等…「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業(大工、左官、とび職人など)等の事業を行うことを常態とする者であり、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含むものである。

## 【 図 5 】 東京の一人親方等の死亡事故の状況(平成 30 年)

### 1. 工事の種類別発生状況

	全国 一人親方等		東京都 一人親方等	
	一人親方	一人親方	一人親方	一人親方
土木工事	16	4	0	0
建築工事	62	41	5	3
鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事	15	9	2	1
木造家屋建築工事	29	19	1	1
その他の建築工事	18	13	2	1
その他の建設工事	11	7	1	0
分類不能・不明	7	3	0	0
<b>総計</b>	<b>96</b>	<b>55</b>	<b>6</b>	<b>3</b>

### 2. 年齢別発生状況

	一人親方等	
	一人親方	一人親方
19歳以下	0	0
20～29歳	0	0
30～39歳	1	0
40～49歳	1	0
50～59歳	2	1
60～69歳	1	1
70歳以上	1	1
不明	0	0
<b>総計</b>	<b>6</b>	<b>3</b>

### 3. 労災保険特別加入の状況

	一人親方等	
	一人親方	一人親方
労災保険特別加入	6	3
加入	5	3
未加入	1	0

出典: 東京労働局資料を基に東京都建設業課で作成

### 3. 労働災害防止の前提として必要な環境整備(処遇の改善や地位の向上を通じた中長期的な担い手の確保)

建設業においては、近年全国的に技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準

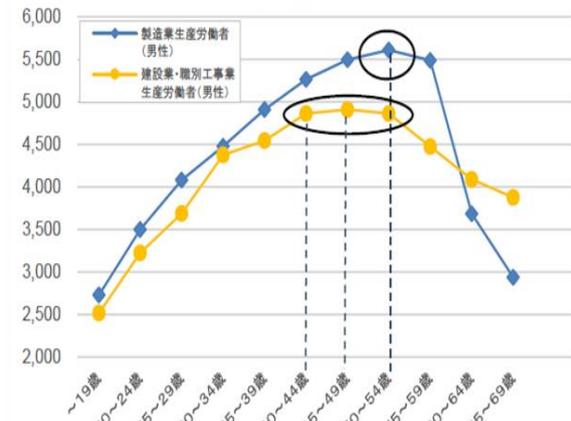
建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45~49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年(千円)	2017年(千円)	上昇率
建設業男性生産労働者	3915.7千円	4,449.9千円	13.6%
建設業男性全労働者	4831.7千円	5,540.2千円	約5%の差 14.7%
製造業男性生産労働者	4478.6千円	4,703.3千円	5.0%
製造業男性全労働者	5391.1千円	5,527.2千円	2.5%
全産業男性労働者	5296.8千円	5,517.4千円	4.2%

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)  
※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

(単位:千円) 年齢階層別の賃金水準



出典：平成29年賃金構造基本統計調査

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない

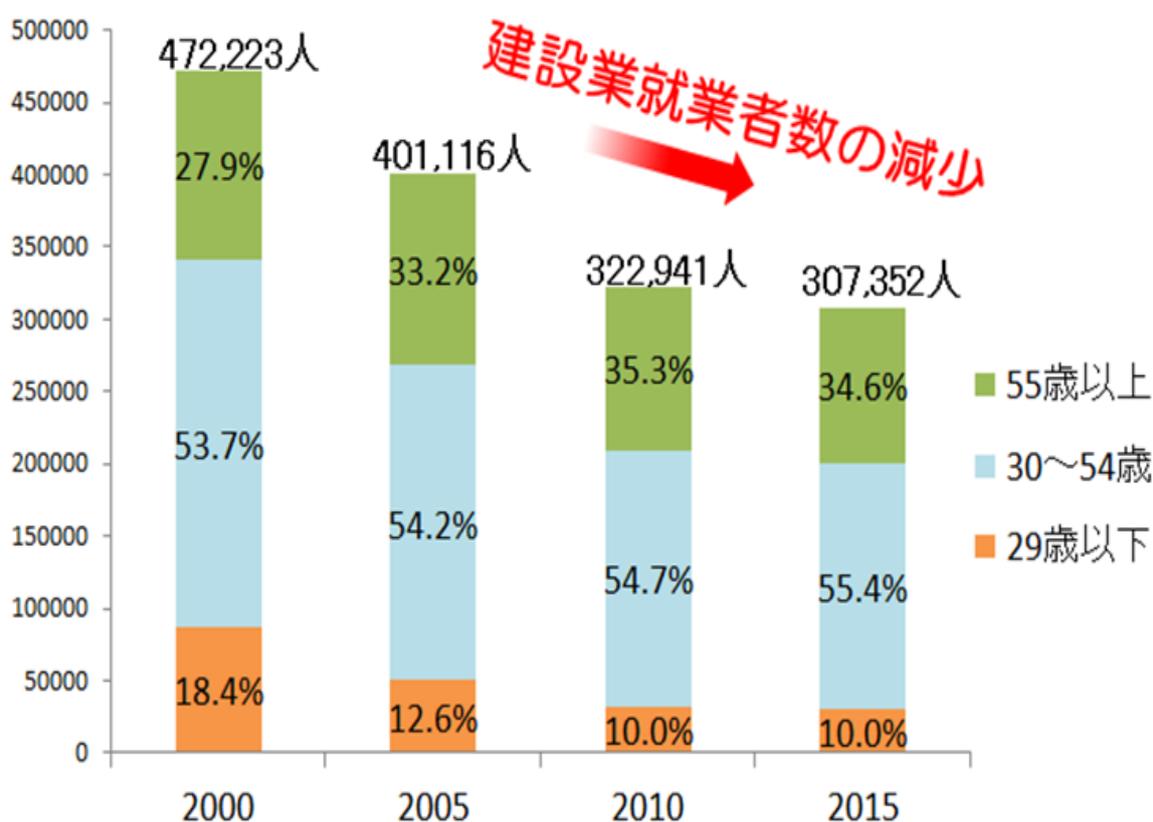


※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。  
出典：日建協「2017時短アンケート(速報)」を基に国土交通省が作成

これらが、建設業における若者の入職の減少とともに、建設工事従事者の高齢化が進行している一因と考えられる(29歳以下が10%、55歳以上が約35%)【図6・図7参照】。したがって安全面を含めた経験や技能の円滑な継承や担い手不足による建設現場の負担増の軽減などに対応するため、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術を適正に評価するシステムの採用など地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

また、東京の建設業で働く外国人は平成25年比で約5倍と年々増加しており【図8参照】、平成31年4月から人手不足が深刻な建設業等に対応するため、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」が改正、施行された。これにより新たに特定技能外国人が受け入れられることから、今後一層の増加が予想される外国人労働者に対する安全衛生教育等の対応が必要となる。

【図6】 東京の建設業就業者数の推移



出典: 国勢調査を基に東京都建設業課で作成

【 図 7 】 東京の建設業就業者の年齢別等の特徴

- 建設業就業者数は、2000年以前から徐々に減少しているが、2015年は2000年と比べ約35%の減少になっている。 → 建設業離れ
- 年齢別就業者数は、2000年には25歳～34歳と50歳～59歳に山があったが、年々その山が右にずれている。 → 高齢化の進行
- 2015年には山が40歳～49歳の一つとなり、50歳～59歳の山はなくなっている。 → 若者の建設業離れとベテランの退職

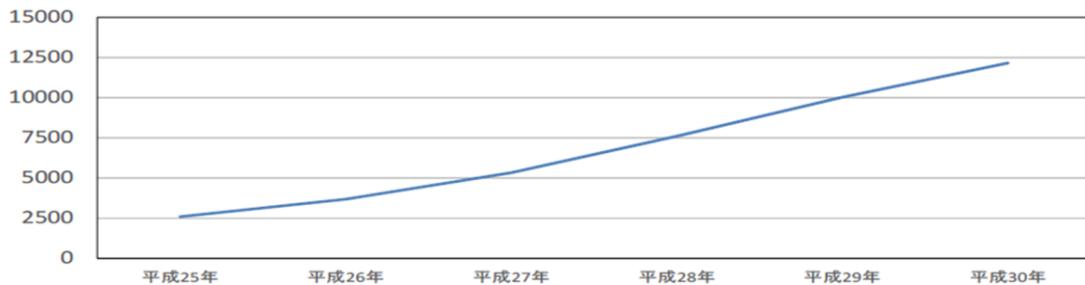


出典: 国勢調査を基に東京都建設業課で作成

【 図 8 】 建設業で働く外国人は年々増加(対平成 25 年比で約 5 倍)

建設業で働く外国人労働者数(東京)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人数	2584人	3677人	5327人	7602人	10031人	12157人
H 25年比	1.0倍	1.4倍	2.1倍	2.9倍	3.9倍	4.7倍



資料出所: 外国人雇用状況届出

---

## 第2 施策の基本的な方針

---

## 1. 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定

建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者との相互理解と協力に基づき、対等な立場でそれぞれの責任と役割分担を明確にし、請負契約が締結されることが重要となる。仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害の発生につながる恐れがあることから、発注者側の理解と協力が不可欠となる。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 19 条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日を踏まえ、週休二日の確保をしたうえで、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、工期が年度末となっている工事において、工期延伸の必要が生じ、設計変更を行う際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

## 2. 安全及び健康が確保された施工計画等

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、建設現場ごとに施工方法が異なる。このことから、設計から施工まで全体を通じて建設工事従事者の安全及び健康が確保される工法・工程となるような施工計画の策定を現場ごとに確実に取り組む必要がある。

設計段階においては、建設工事の現場の施工条件を十分に調査し、建設工事従事者の安全と健康の確保に配慮した施工方法を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人

がそれぞれの役割分担により、漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価(リスクアセスメント)して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を建設業者が自ら自主的に講ずることが重要である。なお、一人親方等については、施工される建設現場の作業の実態等を踏まえ、他の労働者と同等の措置を統一的に実施することが必要である。

### 3. 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な行動をとった場合、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、十分な指示、指導が行われず、不安全行動が看過される恐れがある。

近年、過去に比べて相対的に建設工事の現場における労働災害が減少しているため、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の一人ひとりが安全及び健康の確保のために必要な手順や動作など、基本的な事項を遵守徹底することはもとより、建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識を高める安全衛生教育の実施や、建設工事従事者や建設業者等が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが重要である。特に墜落・転落災害防止に向けては、法令に基づく最低基準の措置に加え、「より安全な措置」の普及促進により墜落・転落のリスクを低減させるとともに、墜落制止用器具の確実な使用を徹底することが必要である。

### 4. 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

安全及び健康を確保するためには、法令等に基づく最低基準の遵守に加え、建設業者等による現場の状況に即した自主的な取組を促進することが重要である。

社会保険の加入徹底、能力や経験に応じた処遇の改善、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革を推進し、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向

上等を図るための取組を通じて、将来にわたる建設業の多様な担い手を確保するなど持続的な発展が可能な環境整備を進めることが重要である。

---

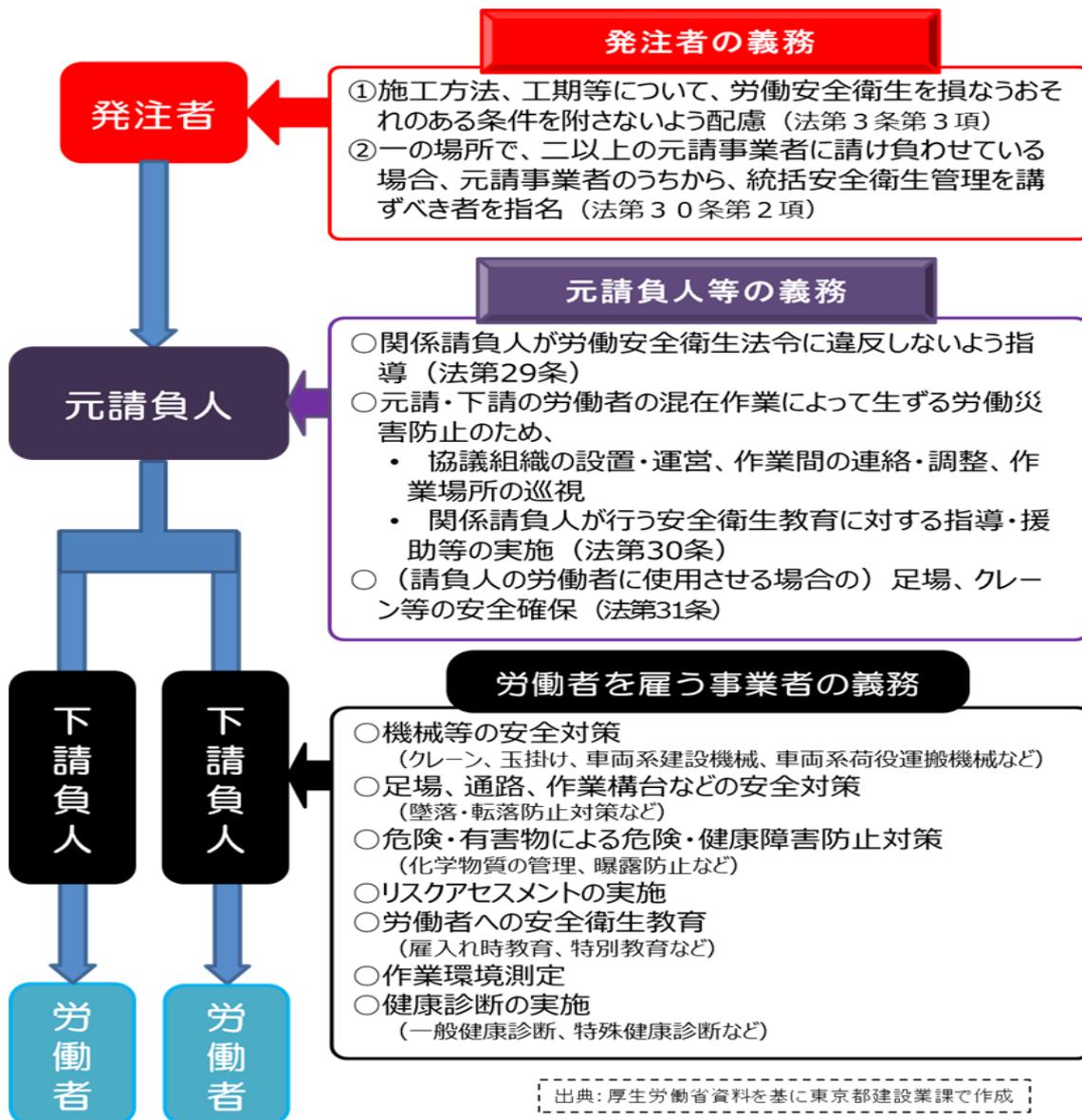
第3 東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や  
具体的な取組

---

## 1. 請負契約における責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、発注者、元請負人、下請負人が請負契約の内容に基づいて、それぞれが求められる役割を適切に果たすことが前提となる。下請契約の施工においては、各建設業者が適切な安全衛生対策を講ずるよう労働安全衛生法上の労働災害防止に関する義務を果たす必要がある。

### 労働安全衛生法上の発注者、元請負人、下請負人の労災防止義務



また各建設業者は連携を密にして、元請負人は関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないように指導や安全衛生教育に対する援助を行うとともに、作

業間の連絡・調整、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止など、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理の徹底を図っていく。

東京都発注工事では、東京都工事施行適正化推進要綱<sup>※3</sup>等に基づき、元請負人の実質的関与の確認や、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結の点検を行う等、引き続き、法令遵守の徹底を図っていく。

※3 東京都工事施行適正化推進要綱・・・東京都が発注する工事について、監督業務等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とするものである。

## 2. 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定

### (1) 安全衛生経費等の適切かつ明確な積算等

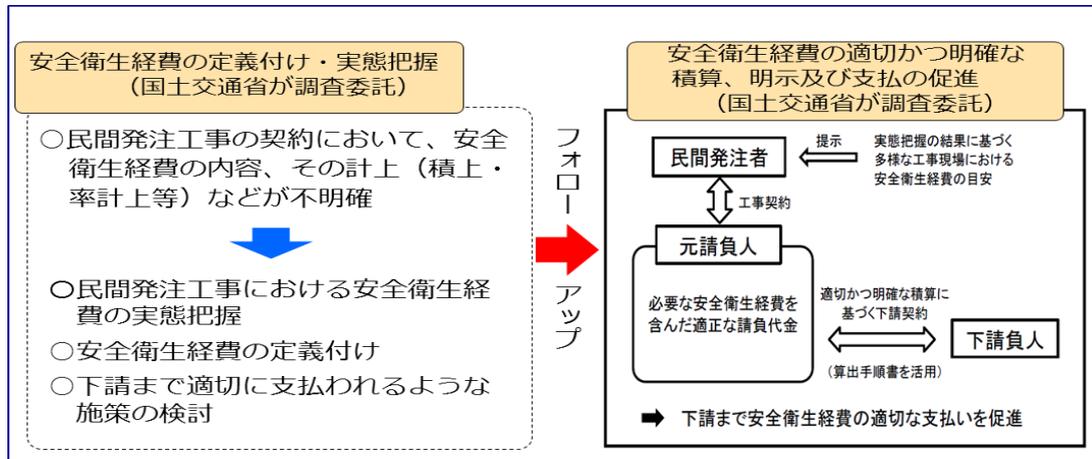
建設工事従事者の安全及び健康の確保は、請負契約の発注者・受注者間において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

#### 東京都発注工事の積算

- ・ 工事内容、施工条件等を明示した設計図書に基づき、適正に数量を算出
- ・ 市場動向反映のため、資材単価等の定期改正(主要資材は随時改正)
- ・ 労働市場の実勢価格や、社会保険加入徹底の観点からの必要な法定福利費相当額を反映した、国の公共工事設計労務単価に基づき、労務費単価を設定

一方で、安全な工事の施工のために必要な安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、国が「建設工事における安全衛生経費の実態に関する調査」に基づいて検討している、下請負人まで確実に支払われる実効性ある施策を踏まえ、東京都としても必要に応じて措置を講じていくとともに、民間発注工事においても安全衛生経費を適切に確保し、支払うことが求められる。

## 安全衛生経費の実態把握と適切な支払の促進



また前述した施策の基本的な方針において示したとおり、安全衛生経費は、建設業法第 19 条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、国と連携して建設業法第 31 条に基づく立入検査の実施等を通じて、重点的に安全衛生経費の確認など法令遵守の徹底を図っていく。

### (2) 適切な工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の短縮に向けて、請負契約において休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、適切な工期延長が行われるなどの環境を整備する必要がある。

東京都発注工事においては、「週休2日工事」の拡大や、建設工事における適正な工期設定等のガイドライン<sup>※4</sup>を踏まえて、標準的な「準備期間」や「後片付け期間」の日数に加え、降雨日などの「作業不能日」の設定や休日に「夏季休暇期間」等を追加するとともに、工事請負契約設計変更ガイドライン<sup>※5</sup>に沿った設計変更の実施により、適切な工期設定を行っている。

更に、稼働している工事の平準化の状況について「平準化率<sup>※6</sup>」を指標として導入するとともに、工期が 12 カ月未満の工事に対する債務負担行為の積極的な適用や当該年度に歳出予算がなく、翌年度への債務負担行為のみを設定するいわゆるゼロ都債を活用し、翌年度工事の契約を行うなど、平準化にかかる取

組を引き続き適切に実施していく。

民間発注工事においても、「建設工事における適正な工期設定等のガイドライン」が制定された趣旨に沿って、受注者・発注者が相互の理解と協力のもとに十分な協議を行い、適切な工期を設定することが求められる。

※4 建設工事における適正な工期設定等のガイドライン ……参考資料 P1

※5 工事請負契約設計変更ガイドライン ……参考資料 P2

※6 平準化率…連続する3カ月間で最も低い平均値となる期間(4月～6月)の平均稼働件数／年度の平均稼働件数

### 3. 建設現場の安全性の向上等

#### (1) 建設現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進

建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメント<sup>※7</sup>を実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善するマネジメントシステムを構築することが重要である。

このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析の充実や、安全性の点検等に関する建設業者及び建設業者団体等による自主的な好取組事例を東京都が開催する工事現場の危害防止講習会等で発表するなど、広く水平展開、情報の共有化ができるようにするとともに、東京都においても工事完了時に建設業者の安全衛生管理を評価する取組を推進する。

また、建設現場における安全点検・パトロール等の建設業者等の自主的な取組を一層活発にするため、関係行政機関や建設業者団体等と協力し、点検・パトロールを行う者の能力向上、労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用や元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設現場における安全衛生対策を強化していくことについて、国民一般の理解と関心を深めていくことが必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

※7 リスクアセスメント ……参考資料 P3

## 目で見える安全例(工事災害防止に向けた優良事例集)

作業時における危険防止や安全衛生情報・活動などを視覚化することで、より効果的な対策を講じている。

### ➤ 作業通路・区画の見える化

用途に応じてカラーコーンの色を使い分け、区画の見える化を行い、区画の用途が直感的に識別出来るようにしている。



### ➤ 災害事例の掲示

災害事例を掲示し、現場で働く全ての人々が災害事例の共有することで、安全意識の向上を図っている。



## (2) 安全及び健康に配慮した設計、省力化・生産性を向上させる工法や資機材の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先事例の収集・普及を促進する必要がある。

また、ICT建設機械やUAV<sup>※8</sup>を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進していく。東京都発注工事においても、建設現場にICT建設機械を積極的に導入するため、ICT活用工事を発注していくとともに、ICT活用工事の事例紹介やICT現場見学会、ICT勉強会を開催している。

さらに、各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる国の「公共工事等における新技術活用システム(NETIS)」や民間等で開発された優れた新技術の情報を収集した東京都のデータベース(「新技術情報データベース(NeTIDa)」)等の活用により、新技術の効果的な普及を促進していく。

この他、ミスト等を活用した熱中症対策や建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえた高齢者に配慮した作業方法など、作業環境を改善していくことが必要である。

※8 UAV・・・無人航空機の総称。プロペラがあるもの(ドローン)とないものがあり、空撮・測量・運搬等に使われる。

## ICT の導入状況

生産性向上に向け、**建設現場等にICTを積極的に導入**

### 土工

ドローン等により短時間で広範囲の3次元測量を実施



(出典) 国土交通省HP

建設機械(バックホウ等)を3次元設計データにより自動制御



(出典) 国土交通省HP

### 舗装工

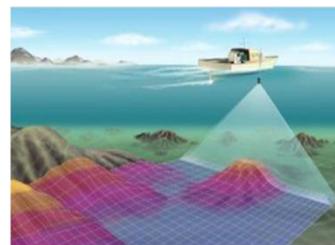
建設機械(MCグレーダ等)を3次元設計データにより自動制御



(出典) 国土交通省HP

### 浚渫工

ナローマルチビームにより海底地形を3次元で確認



(出典) 国土交通省HP

### VRを使用した遠隔操作

VRグラスを使用した地上からの遠隔操作で地下深部を掘削(無人化施工)



### 維持管理

携帯電話通信 マンホール蓋  
電源(バッテリー)  
ケーブル  
水位計、硫化水素濃度計など  
下水道管から、水位、ガス濃度等の情報を自動検知し、通知



## ICT 現場見学会・勉強会

土木技術者を対象に、**ICT土工や舗装工(施工方法、施工管理、導入効果など)**について、現場を見学し、発注者・受注者・作業員と意見交換

### 東京都発注工事の見学会

日 時	平成30年9月10日(月) 14時～
対 象	道路工事における舗装工
場 所	南多摩尾根幹線道路(多摩市唐木田)
参加人数	47人
参加者	東京都職員、地元市職員



#### 4. 一人親方等への対応

##### (1) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働安全衛生法上の労働者だけでなく、一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。

このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、死亡災害など重篤な災害が発生した場合、速やかに労働基準監督署への情報提供を行うこととする。また、国等による一人親方等の災害の特徴に関する分析等の情報を収集し、災害防止対策の基礎資料として活用していく。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象に該当しないため、一人親方等に直接仕事を発注する立場の建設業者による一人親方等への安全及び健康の配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援するため、関係行政機関等と連携していく。

##### (2) 労災保険特別加入制度の周知の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入制度へ任意加入する必要がある。

このため建設現場において労働者としての実態がある者については、関係行政機関が連携・協力して、労働者として扱うよう改めて建設業者等に周知・指導するとともに、特別加入していない一人親方等の実態の把握に努めるものとする。また一人親方等への安全及び健康の確保とあわせて、元請負人等を通じて一人親方等で特別加入制度に任意加入していない者に対して任意加入を積極的に周知・啓発していく。

## 5. 安全及び健康に関する意識の啓発

### (1) 安全衛生教育の促進

建設業者による労働安全衛生法に定められた法定の教育の実施とともに、東京都や関係行政機関が開催する安全対策講習会等において、安全衛生管理の能力向上教育など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進することが必要である。災害の多くは中小規模の建設現場で発生していることを踏まえ、「中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業<sup>※9</sup>」の補助事業等の周知を通じて、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への丁寧な支援を促進する。また今後増加が予想される建設現場の外国人労働者に対して、安全確保に必要な作業手順や危険箇所等を理解しやすいよう、例えばイラストを活用した多言語による安全衛生教育の充実・強化について、関係機関と連携して推進していく。

※9 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

…参考資料 P4

### (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設工事従事者や建設業者等が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるために自主的な取組を促進する必要がある。

このため、東京都、関係行政機関や建設業者団体等による安全対策講習会等において、工事現場で発生した災害事例や東京都発注工事における建設業者が自主的に提案した工事災害防止に向けた優良な取組について積極的に情報を発信し、建設業界全体に対して水平展開を図っていく。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上について顕著な実績をあげた建設工事従事者、建設業者や関係団体を表彰することを通じて、関係者の意識を高めることにより、安全衛生水準のさらなる向上とともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上に繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、既に使用禁止となっているアスベストを原因とする、発症までに長期間を要する疾患などもあるため、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用を促進する。

## 6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

### (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底

建設工事の現場においては、今なお墜落・転落を事故原因とする死亡災害が最も多くなっている。東京においても、平成 30 年は6人の労働者及び2人の一人親方等が死亡している。過去の墜落・転落災害をみると、その多くに労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)違反が認められる。墜落制止用器具(フルハーネス型・胴ベルト型)の正しい着用など基本的なルールを守ることが大切である。墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、東京都、関係行政機関、建設業者や建設業者団体等が実施する安全対策講習会や工事安全パトロール等を通じ、労働安全衛生法令に基づく措置の遵守徹底を図っていく。

### (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則と併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を促進する必要がある。このため、手すり先行工法を東京都発注工事において標準仕様としていることや、「墜落・転落災害等防止対策推進事業<sup>※10</sup>」を周知していくことが重要である。また民間発注工事を含めた全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策を充実強化していく。

※10 墜落・転落災害等防止対策推進事業

…参考資料 P5

## 7. 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上

### (1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成 24 年度から、建設業の許可・更新時の加入確認や未加入業者に対する指導、未加入業者の日本年金機構への通報、東京都発注工事における元請及び一次下請の社会

保険加入業者への限定、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン<sup>※11</sup>」の制定等、行政と建設業関係者が一体となって対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきた。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、東京都、関係行政機関や建設業界で構成される「東京都建設業社会保険加入推進地域会議」において、社会保険加入に向けての企業が守るべき「行動基準」の採択や、各企業の取組事例の紹介を行うなど、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書を活用した法定福利費の適切な確保と建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進していく。

なお現在国が、令和元年6月の建設業法改正に伴う社会保険の加入を建設業許可の要件とする省令改正を予定しており、実施時期等が確定した際は、遺漏、混乱の無いよう周知等を徹底していく。

また、一人親方との契約の形態が請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者や建設業者団体等及び建設工事従事者に対し周知を徹底していく。

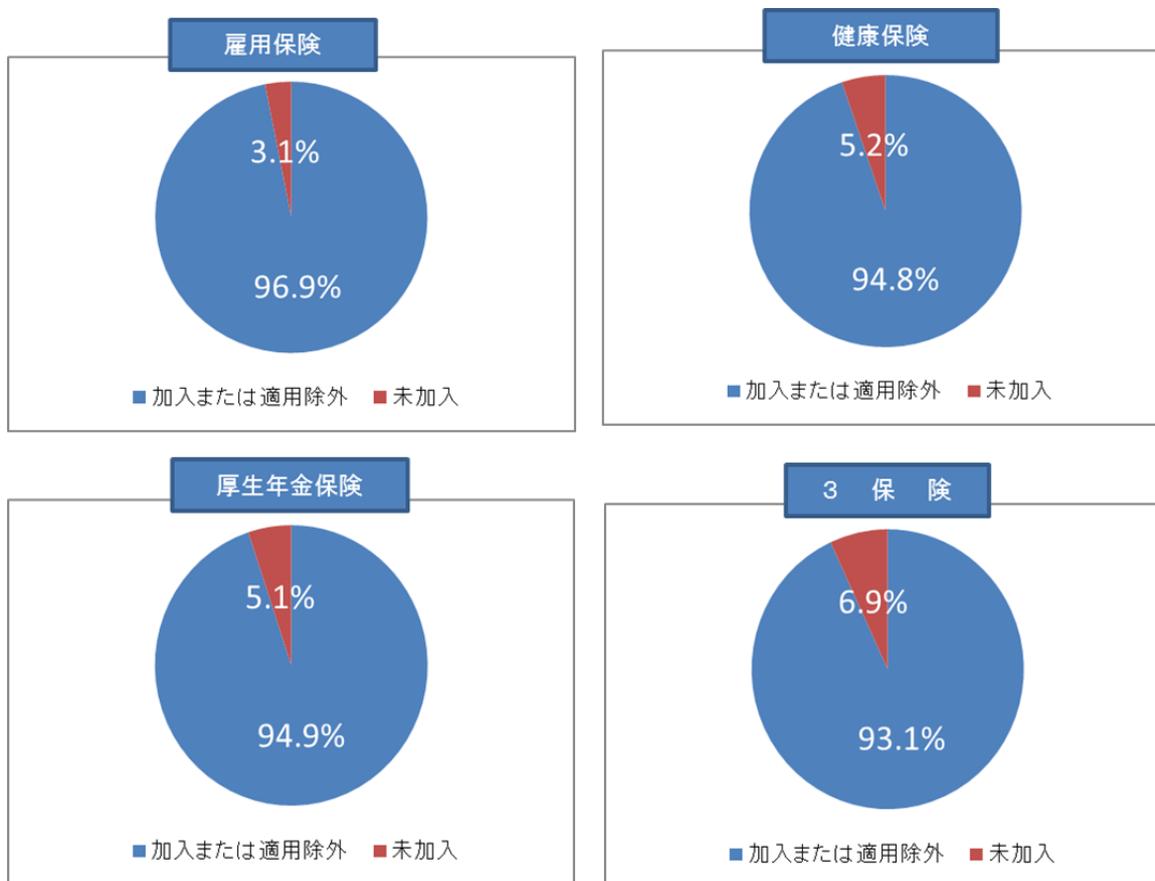
※11 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

…参考資料 P6

## 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準(H30 10/15 採択)

元 請 企 業	下 請 企 業
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと</li> <li>2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること</li> <li>3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること</li> <li>4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと</li> <li>5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと</li> <li>7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること</li> <li>8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際は、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること</li> <li>9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること</li> <li>10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと</li> <li>11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること</li> </ol>

## 東京都知事許可業者の社会保険等加入状況(平成31年4月末現在)



出典: 国土交通省資料を基に東京都建設業課で作成

### (2) 建設キャリアアップシステム<sup>※12</sup>の活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムが、平成31年4月から運用されている。東京都、関係行政機関や建設業者団体等は、その普及・利用促進に向けた説明会やリーフレットの配布等を通じ、建設キャリアアップシステムが広く活用されるよう連携して取り組んでいく。

※12 建設キャリアアップシステム

…参考資料 P7

### (3) 「働き方改革」等による建設業の魅力向上

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由の一つとなっている。このため、平成 29 年3月に働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

東京都発注工事における週休2日工事の推進、建設工事のみならず設計等委託を含めた発注の平準化、ICT活用工事や工事関係図書の削減・簡素化の他にも、将来の担い手に向けて建設業の魅力を効果的に発信することにより、中長期的な担い手を確保することを目的として、以下の施策を実施していく。

建設業における女性の活躍を推進するため、女性が働きやすい現場環境整備を行う「女性活躍工事」の実施や建設業女性活躍セミナーやワークショップを開催し、女性活躍の機運を醸成する。

特に中小企業向けの工事現場に女性専用トイレ・更衣室などの整備を対象とした「テレワーク活用・働く女性応援助成金」の取組を推進することで、民間工事の現場においても快適なトイレを普及させていく。

また、東京都の組織横断的な取組として、「工事災害防止に向けた優良事例集」の作成と共有を行い、安全管理の行き届いた、より働きやすい労働環境を実現するとともに、区市町村職員や建設業者等が容易に閲覧できるホームページを活用するなど外部へ広く情報発信することにより、普及啓発していく。

※ 建設業の魅力向上に向けた「女性の活躍推進」、「生産性の向上」、「工事現場の安全性向上」等の取組の様々な具体的事例を、東京都インフラポータルサイトに掲載し、建設業の担い手等に向けて情報発信しています。特に工事災害防止に向けた優良事例集は、建設業者の自主的な提案による先進的な取組を含む事例ですので是非とも参考にしてください。

【東京都技術会議】 <http://www.infura.metro.tokyo.jp/index.html>

## 女性活躍工事

- 現場代理人、監理技術者、主任技術者、担当技術者の何れかに、直接的かつ恒常的な雇用関係にある女性技術者1名以上を配置
- 女性活躍に必要な環境整備として、女性専用の休憩室・更衣室と快適トイレを設置、女性技術者活躍のPR活動を実施
- 配置期間を満了した場合や優良な広報活動を行った場合等は、工事成績を加点
- 平成28年度：10件 → 平成29年度：13件 → 平成30年度：23件



女性専用の更衣室や快適トイレのイメージ



PR活動（女性技術者研修会）

## 女性活躍セミナー

日時：平成31年2月6日（水）15：30～17：00  
場所：東京ウィメンズプラザ（渋谷区神宮前5丁目）  
出席者：知事、女性技術者・企業経営者、庁内各局担当者など  
⇒ 参加人数：216人

（女性技術者81名、企業経営者等66名、庁内各局担当者37名、その他）

内容：○ 基調講演（女性活躍の専門家）

○ パネルディスカッション（知事、女性技術者3名、専門家（司会））

参加者の主な声： ○ 快適トイレやシャワー室の設置といった誰もが働きやすい環境整備について、改めて考える良い機会となった。

○ 当セミナーの内容を踏まえ、社内の意識改革が必要だと感じた。



～建設業女性活躍セミナー～

※ 建設業女性活躍セミナーに先立ち、  
知事による女性活躍工事の視察を実施

実施日：平成31年1月28日（月）

場所：環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）  
中間立坑JV事務所（練馬区豊玉中3丁目）



～現場視察～

## 工事災害防止に向けた優良事例集

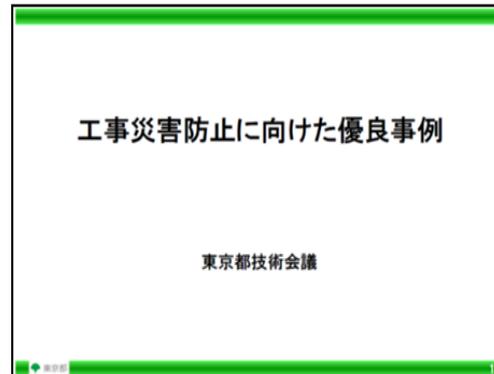
東京都各局の発注工事における、受注建設業者から自主的に提案された優良事例をまとめた「工事災害防止に向けた優良事例集」を作成、この共有により、“安全管理の行き届いた”より働きやすい労働環境を実現

### 【事例集のポイント】

- ✓ 写真を見て一目で理解可能
- ✓ 様々な工事で活用可能
- ✓ 先進的な事例を共有可能 など

### 【事例集活用の可能性】

- ✓ 都庁若手監督員のテキスト
- ✓ 受注者への情報提供や指導 など



### ■情報発信

- ・都庁内の職員はもとより区市町村職員、建設業者及び建設業の担い手等を目指す者が容易に閲覧できるホームページを活用
  - ①東京都インフラポータルサイトの「建設業の魅力向上」へ掲載
  - ②各局ホームページに「工事災害防止に向けた優良事例集」へのリンクを掲載

## 優良事例の紹介



## 東京の建設業の魅力PR活動

### 「夏のリコチャレ 2019～わたしの住むまちをデザインする仕事～」へ出展

将来の担い手である女子中・高校生等に対して、2020年に向けた東京都の事業をパネル等で紹介することで**建設業の魅力**をPR

#### 【実施概要】

日 時	令和元年8月2日(金)
主 催	(株)日刊建設通信新聞社
場 所	秋葉原UDX 4Fギャラリー
出 展 数	28団体
出 展 局	オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局、建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局
参加人数	計331人(昨年度 255人) (小学生5人、中学生26人、高校生63人、専門・大学生70人、保護者・その他167人)

#### 【参加者の主な声】

- ・ 自分の暮らしの中にたくさんの技術があることが体験できた。将来は建築分野に進みたいと思った。(中学生・女子)
- ・ 実験を行うブースが多く、普段知らない世界を小学生の子供に体験させることができ感謝している。(保護者)

<出展状況>



建設局



水道局



下水道局

### 「東京のインフラ・東京 2020 大会会場見学ツアー」の実施

- ・ 政策企画局と連携し、**カップパッジ**復刻記念「東京150年特別企画」として、「東京の安全・安心に欠かせないインフラ施設と東京 2020大会会場を一度に見学できる特別ツアー」をコンセプトに、**都民等を対象としたインフラツアー**を実施
- ・ 大規模なインフラ施設である地下トンネルやゆりかもめの車両基地、建設中の迫力ある現場を見せることで、**建設業の面白さや魅力をPR**

#### 【実施概要】

日 時	平成30年10月1日(月)
見 学 地	① 古川地下調節池 ② ゆりかもめ車両基地 ③ カヌー・スラローム会場
参加人数	30組60名 (応募総数602通)

#### 【参加者の主な声】

- ・ 水害対策に興味を湧いて応募した。見学できて非常に満足。
- ・ (カヌー・スラローム会場の) コースの大きさに圧倒されました。大会が楽しみです。

<見学状況>



古川地下調節池



ゆりかもめ車両基地



カヌー・スラローム会場

## 8. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的な取組の継承

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針<sup>※13</sup>」に基づき、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、世界の人々に感動を与える場となる大会施設を着実に整備する必要があり、そのために建設工事を安全最優先で施工してきたところである。

国内外から注目される大会施設の建設工事が、大会の一つのレガシーとして今後の建設工事のモデルとなるよう、先進的な安全衛生対策を採用するとともに、安全衛生対策は、元請、下請（一人親方等も含む。）の別なく労使協調の下、統一的に実施してきた日本の建設工事の高い安全性と信頼を次の世代へ継承していく。

そのためにも、①発注者等による安全衛生の取組、②リスクアセスメントの実施促進等、③墜落・転落災害等の防止徹底、④より魅力ある建設現場の構築や持続可能性に配慮した調達コードの策定などを安全衛生対策の要点に据え、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」においてフォローアップしていく。

※13 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針  
…参考資料 P8

## 9. 施策等の推進状況の点検と東京都計画の見直し

「東京都計画」に定める施策や具体的な取組等については、定期的に推進状況を点検するとともに、基本計画に変更があった場合など、概ね5年を目安に「東京都計画」に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

## 10. 「東京都計画」の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、国等が実施する調査・研究の成果を積極的に活用しながら、東京都と関係行政機関が、「東京都建設工事従事者の安全と健康を確保する推進会議」を設置し、本計画に定められた施策を着実に推進していく。その際は、建設業者、建設業者団体等や建設工事の現場で働く建設工事従事者の意見を尊重しながら、相互に連携協力のもと施策の企画立案・調整を行っていくものとする。